

令和元年度～令和4年度
岩沼市立中学校給食調理等委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岩沼市立中学校の給食調理等業務を委託するにあたり、業務を円滑かつ安定的に運営することで市民サービスの向上を図るため、業務実施の能力等を勘案し、最も業務の遂行に適格と判断される事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行なうために必要な事項を定めるものとする。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された提案書を審査し、最も優れた提案を行なったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 委託業務名

令和元年度～令和4年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務

(2) 履行場所

学校名	所在地
岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目8番1号
玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目4番地の1
岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目3番1号
岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹11番地

(3) 業務内容

別添「令和元年度～令和4年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

給食調理等委託業務 令和2年1月1日から令和4年12月31日の36月

その他の業務 契約日の翌日から令和4年12月31日まで

4 見積限度額(上限)

150,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

5 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者(以下「参加者」という。)は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 令和元・2年度岩沼市競争入札参加資格者名簿(物品購入・役務等(施設管理、サービス業))に登録があること。

(2) 法人格を有し、円滑に学校給食を提供できる経営規模を有し、その経営状態が安定的かつ良好であること。

- (3) 小学校若しくは中学校を対象とした学校給食の受託実績を過去3年以内に有していること。
- (4) 過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 学校給食調理等業務において、他の自治体から業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
- (6) 学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、衛生管理基準等の衛生管理について十分に対応できること。
- (7) アレルギー対応給食の提供について、万全の体制をとり、事故なく確実に行うことができるこ
- と。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (11) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者
 - ②暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者
 - ③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 選定日程

内 容	日 程
公募開始(市ホームページ掲載)	令和元年8月28日(水)
参加者募集期間	令和元年8月28日(水) ～令和元年9月20日(金)
調理場見学会 ※9月5日まで事前申込	令和元年9月6日(金)

質問受付期限	令和元年9月10日(火)午前11時
質問回答期限	令和元年9月13日(金)午後5時
参加申込書提出期限	令和元年9月20日(金)午前11時
企画提案書提出期限	令和元年9月20日(金)午前11時
審査会	令和元年10月2日(水)
選定結果通知	令和元年10月3日(木)
契約に関する協議	別途通知
契約締結	10月中
業務開始準備期間	契約締結後 ～令和元年12月31日(火)
業務開始	令和2年1月1日(水)

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

7 質問の受付

質問がある場合には、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書式 質問書(様式第1号)による。
- (2) 提出先 岩沼市教育委員会 教育総務課
電子メール kyouiku-soumu@city.iwanuma.miyagi.jp
- (3) 提出方法 電子メールによる提出
- (4) 提出期限 令和元年9月10日(火)午前11時まで
- (5) 回答 全ての質問について質問者を無記載として取りまとめ、令和元年9月13日(金)
午後5時までにホームページに掲載する。

8 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書類を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 参加申込書(様式第2号) 1部 ※要押印
- (2) 提出場所 岩沼市教育委員会 教育総務課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出期限 令和元年9月20日(金)午前11時まで

9 提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、必要書類を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①事業者の概要
 - ②調理業務の受託実績
 - ③仕様書に基づいた業務に対する考え方、実施方針及び実施体制等

- (ア) 学校給食における調理業務に対する考え方
- (イ) 安全衛生管理体制
- (ウ) 業務実施体制、方針
- (エ) 調理員の配置に対する考え方、配置計画
- (オ) 人員確保に向けての採用方法、方針
- (カ) 委託業務の円滑な遂行に対する考え方

④その他提案事項

⑤見積書

- (ア) 見積金額については、仕様書及び提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額(税抜)を記載すること。
- (イ) 職種ごとの人件費、被服費、保健衛生費、管理費等、詳細な積算内訳書を添付すること。

(2)提出書類に関する留意事項

ア (1)の提出書類中、①から④については、A4縦長横書き両面にて作成し、表紙をつけること。
正本 1 部(表紙に社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印すること。)、副本(正本のコピー) 7部を提出すること。

イ (1)の提出書類中、⑤については、押印したものを 1 部提出すること。

(3)提出場所 岩沼市教育委員会 教育総務課

(4)提出方法 持参又は郵送

(5)提出期限 令和元年 9 月 20 日(金)午前 11 時まで

10 提案等に要する費用及び提出書類

- (1)提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2)提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提出者に無断で本件の目的以外に使用する事はない。

11 プロポーザル審査の方法

(1)選定審査会による審査

委託業者は、「令和元年度～令和 4 年度岩沼市立中学校給食調理等委託業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)」の審査を経て選定する。

(2)審査会

審査会は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、受託候補者を決定する。

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査の主な視点	配点
事業者の概要	円滑に学校給食を提供できる経営規模を有し、その経営状況が安定的かつ良好であること。	10
学校給食における調理業務に対する考え方及び事業者としての実績	①学校給食の趣旨を充分に理解し、給食に携わる事業者として相応しい考えを持っていること。 ②学校給食を受託するにあたり、充分な実績を有していること。	15
安全衛生管理体制	①「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)等に基づく衛生管理に対する考えが確立されていること。 ②自主的な検査を実施し、安全衛生管理体制が徹底していること。 ③調理員に対する食品安全衛生や調理技術の向上に関する研修が計画されていること。	15
業務実施体制	①指揮命令系統が確立されており、本市からの指示事項が迅速・的確に伝達される体制づくりがなされていること。 ②食中毒等事故発生時の対応が講じられていること。	15
調理員配置計画	①規模に応じた適正かつ効率的な調理員数が配置されていること。(代替要員の確保も含む。) ②調理員採用計画の方策が確立されていること。 ③新規採用調理員に対し、業務をするために充分な研修が計画されていること。	20
委託業務の円滑な遂行に対する考え方、その他提案事項	①業務遂行のために事業者としての提案・協力体制が図られていること。 ②4校の業務実施に係る調理員への巡回指導に努めること。 ③その他提案内容が本市にとって有効・有用であること。	10
価格審査	適正かつ安価な委託料が算定されていること。	15
合計		100

・15分以内のプレゼンテーションの後、15分程度のヒアリングを行なう。

・審査会時の追加資料の配布は不可とする。

(3)受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知する。

12 契約締結の方法

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする。

受託候補者が契約締結を辞退した場合は、次点提案者に交渉権が与えられる。

13 その他

選定委員の構成、詳細な評価基準は公表しない。また、選定結果に関する異議申し立て及び問合せは一切受け付けない。

14 問合せ

担当 岩沼市教育委員会 教育総務課

総務係(担当:山下)

電話 0223-22-1111(内線 552)

FAX 0223-24-0897

メール kyouiku-soumu@city.iwanuma.miyagi.jp